

第2次

酒田市環境基本計画

【基本計画編】

中間見直し版



未来につなげよう 酒田の自然・まちなみ・こころ

～全員参加で未来に拓く共生の地域づくり～

酒 田 市

令和3年3月

(表紙の写真) 鳥海山と新井田川と桜

酒田市の市街地を流れる新井田川は、流域に桜の名所にもなっている公園や緑道も多く、市民の身近な自然環境として親しまれています。

第2次酒田市環境基本計画の見直しにあたって



私達が暮らす環境の問題は、残念なことに深刻化、複雑化の一途を辿っています。地球温暖化の急激な進行により、動植物の絶滅の危機や、資源としての枯渇が指摘されています。脱炭素社会の構築も待ったなしの状況です。

これらに対応するため、国は第5次環境基本計画の中で「持続可能な社会」から「地域循環共生圏の創造」という形へ拡大し「地域資源を持続可能な形で最大限活用」する一方、SDGsの考え方も取り入れた「環境、経済、社会の統合的向上」を打ち出しています。

しかしその後、新型コロナが全世界の社会経済を大きく揺さぶり、毎日の市民生活から世界経済に至るまで、かつてない規模の変革を求められています。今や「環境問題」は環境的側面だけの問題ではなくなっています。

そうした地球レベルでの環境変化が押し寄せる中でも、私達市民は日々生活し、よりよい環境を未来の市民に残していかなければなりません。私達が今できることはわずかですが、立ち止まっていることはできません。

そのような中で、本市では、国が提唱する「Society 5.0（第5の社会変革）」に沿って、地域や行政のデジタル変革を進めることで、日々変化する環境対策にも素早い対応を行っていきたいと考えています。

また、酒田市の再生可能エネルギーの取り組みとして、酒田港ではエネルギー基地として火力発電、風力発電、太陽光発電、バイオマス発電などのエネルギー関連産業が集積しています。さらに令和3年度から酒田市十里塚風力発電所が稼働し、近隣では遊佐町沖で洋上風力発電の設置計画も進んでいます。

今後も環境に配慮しながら、再生可能エネルギー発電設備の推進を図り、エネルギーミックスの実現に向けて取り組んでいきます。

本市ではこれまでも「酒田市総合計画」「酒田市環境基本計画」等を策定し、時代の趨勢に対応してまいりました。しかし、こうした計画を作り実施する中で、最も重要なものは、やはり市民の皆様一人ひとりの思いと行動であると強く感じています。コロナ禍により生活環境が大きく変わった状況の中で本計画を見直すにあたり、共通目標にある「全員参加：みんなで取り組む未来につながる環境づくり」をもう一度正面に据え、市、市民、及び事業者がお互いに補完し手を取り合って進んでいきたいと思っています。

最後に、本計画の見直しにあたって、アンケートにご協力いただいた市民、事業者の皆様、酒田市環境審議会委員をはじめとした関係者の皆様、多数の方々に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

酒田市長 丸山 至

目 次

I	計画の基本事項	1
■	第1次計画から第2次計画、そして中間見直しへ	1
■	中間見直しにあたっての考え方	2
■	計画の位置づけ	5
II	国・県・市の施策	6
■	国の施策	6
■	県の施策	7
■	市の施策	8
III	第2次基本計画の中間評価	9
■	数値目標の現況	9
■	令和元年度実施アンケート	10
IV	環境基本計画の中間見直し	14
■	目指すべき環境像	14
■	基本目標	14
■	計画期間	15
■	目標指標	15
■	市民、事業者の役割と市の取り組みの方針	15
■	基本計画編と行動計画編	15
V	基本目標	16
【	共通目標】 全員参加：みんなで取り組む未来につながる環境づくり	16
【	基本目標1】 安心して快適な美しい地域づくり	20
【	基本目標2】 環境負荷の少ない社会へ	21
【	基本目標3】 自然を守り共に生きる	23
【	基本目標4】 二酸化炭素の発生が少ない生活	27
VI	推進体制	30
■	市民、事業者の役割と推進体制	30
■	環境フォーラムさかた	30
■	市の役割と推進体制	30

I 計画の基本事項

■第1次計画から第2次計画、そして中間見直しへ

第1次酒田市環境基本計画では市民が環境基本計画そのものを知らないなど、計画の浸透が不十分であったという反省から、第2次計画では「全員参加」を各基本目標の共通テーマと位置付けました。また、具体的な取り組みについては「行動計画」に位置付け、毎年度見直すこととしました。

【第1次計画の評価】

平成26年度～

- ◆平成26年度に、市民・事業者向けアンケートを実施。
- ◆環境基本計画や市民、事業者の行動指針が浸透していない
⇒ 計画の進め方に課題



【第2次計画の策定】

平成26年度～

- ◆「全員参加」を共通テーマに
- ◆分かりやすい計画づくり
 - ・課題を5つのテーマに再編
 - ・テーマごとに目標設定
- ◆行動計画の策定
 - ・市民、事業者、市などの役割を明示



【第2次計画の中間評価】

令和元年度～

- ◆令和元年度に、市民、事業者向けアンケートを実施
⇒ 目標指標の達成状況は、1項目以外「未達成」
- ◆その結果をもとに、目標指標の達成課題や、市民、事業者の環境問題に対する意識の変化を把握



【第2次計画の中間見直し】

令和2年度～

- ◆目標指標の達成に向けた取り組みの修正、強化
- ◆第2次計画策定後の状況変化への対応

■中間見直しにあたっての考え方

◆環境を取り巻く現状の認識

〈SDGsについて〉

2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年（令和12年）を年限とする17の国際目標が制定されました。SDGsの17の目標には、エネルギー、持続可能な消費と生産、気候変動への対策、陸や海の生物多様性など環境分野に関わる目標が多く示されており、国の第5次環境基本計画においても、SDGsを背景に、環境・経済・社会の統合的課題解決に向けて取り組むとしており、さらに、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

本市においても目標達成に貢献する取り組みを進める必要があり、本計画が果たす役割は大きいと考えます。

〈超スマート社会の実現について〉

近年、高度な通信技術の普及によりインターネットなどを通じて多くのデータが迅速に蓄積されるようになり、そのデータを活用して、経済・社会が大きく変化しています。このようなビッグデータを活用したデジタル技術の活用は、新たな価値を生み出しています。

国では、平成28年1月に内閣府がまとめた「第5期科学技術基本計画」において、「Society 5.0（第5の社会変革）」を提唱しており、世界に先駆けて「超スマート社会」（※1）として「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会のさまざまなニーズにきめ細かくに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といったさまざまな違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会」を推進するとしています。

本市でも、令和2年度にデジタル変革戦略室を設置し、令和3年3月に策定した酒田市デジタル変革戦略を基に、市民サービスのデジタル変革、行政のデジタル変革、地域のデジタル変革（※2）を進める予定としています。

※1 超スマート社会とは「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かくに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会」であり、人々に豊かさをもたらすことが期待されます。

※2 従来の地域のデジタル化では、情報通信技術の活用による利便性向上や省力化などを指すものでしたが、酒田市が目指す地域のデジタル変革は、情報通信技術を活用することで多様な暮らし方や仕事、地域との関わり方を創り出すことを目指しています。

〈新型コロナウイルス感染症の拡大〉

令和元年度末から世界に広がった新型コロナウイルスは、世界中に多大な影響を与えました。国内でも、各企業などにおけるテレワーク、ウェブ会議システムの利用が急速に拡大しています。また、事業者などにおいては、感染防止のための設備投資や業務形態の変更などがみられ、消費者における行動の変容も見られます。

外出自粛や国内外からの観光客の減少等による自家用車や公共交通機関の燃料等の減少や公共施設などの稼働時間の低下によるエネルギー需要が減少することによ

る、温室効果ガスの排出量の減少が見込まれる一方、できるだけ外出を控えるなどにより、家庭での電力・燃料使用量の増加により温室効果ガスの排出量が増えることが考えられます。

また、事業活動の停滞により、事業系のごみの量が減少する一方、テイクアウトや宅配などの増加による家庭系ごみの増加が懸念されます。

感染症発生の要因として、地球温暖化による気候変動に起因するとも言われており、気候変動対策や生物多様性の保全や自然環境保全の必要性について、改めて的確に推進していく必要があります。

これから、新型コロナウイルス感染症がどのように変化していくか、状況については未知なところもありますが、新しい生活様式を進めながら、環境に配慮した行動については、引き続き行っていく必要があると考えます。

〈地球温暖化対策について〉

2016年(平成28年)11月に、工業化以前からの世界の平均気温上昇を「2℃未満」に抑えることを世界共通の削減目標とし、「1.5℃」までの抑制に向けて「パリ協定」を発効し、令和2年に始動しました。さらに、2018年(平成30年)には、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が1.5℃特別報告書をまとめ、世界の平均気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年頃には世界全体の二酸化炭素排出量について実質ゼロにしなければならないとしています。

また、平成30年12月に「気候変動適応法」が施行され、適応策が初めて法的に位置づけられたので、「緩和」と「適応」の両輪による気候変動対策に取り組んでいく必要があります。

令和2年には、菅首相の所信表明演説において令和32年(2050年)までカーボンニュートラルについて実現を目指すことが示され、国としてもグリーン社会に向けて、ゼロカーボンシティ宣言やグリーン成長戦略などの策定がされています。また、そのために電力需要の増大に対応する再生可能エネルギーの拡充や新たなエネルギーの開発、二酸化炭素の回収・貯留などが記載されていますが、まだ不確定要素が多い状況です。



ゴーヤの「グリーンカーテン」で地球と体に優しい節電を

なお、二酸化炭素の消費ベースからみる排出量では、我が国の温室効果ガスの6割がライフスタイルに起因していると言われており、食、住居、移動、消費財、レジャー、サービスのなどのあり方を大きく見直していく必要があります。

本市においても、平成28年8月に「COOL CHOICE(地球温暖化のための賢い選択)」(※1)に賛同し、宣言を行っています。

- ※1 「COOL CHOICE」とは、令和12年（2030年）度に温室効果ガスの排出量を平成25年（2013年）度比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組のことです。

〈廃プラスチックについて〉

廃プラスチックの有効利用率の低さや海洋プラスチック等による環境汚染が世界的な課題になるなどしたことから、令和元年5月、国は「プラスチック資源循環戦略」を策定しています。

また、6月のG20大阪サミットにおける「大阪宣言」で、パリ協定を踏まえた気候変動問題に加え、海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにするを旨とする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共通の世界ビジョンとして共有する呼びかけが盛り込まれました。

プラスチックは、短期間で経済社会に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらしました。一方で、ポイ捨て等の不適正な処理のため、世界全体で年間数百万トンを超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。また、ワンウェイのプラスチックの削減について意識づけを行う目的もあり、令和2年7月よりレジ袋有料化が進められました。

〈森林経営管理制度及び森林環境税について〉

平成30年5月に森林経営管理法が成立し、平成31年度から森林所有者自らが経営管理できない森林について、市町村が森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者への再委託や市町村自らが管理を行う「森林経営管理制度」が始まりました。また、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林の整備等に要する財源として森林環境税が創設され、平成31年度から森林環境譲与税が県及び市町村に配分されることとなりました。

〈食品ロス削減について〉

本来食べられる食品をごみとして捨ててしまう「食品ロス」の問題も環境に多大な影響を及ぼしています。平成29年度の日本における食品ロスの現状は、家庭系で約284万トン、事業系で約328万トンであり、国民ひとりあたりでは1日茶碗1杯分の食品が廃棄されている計算です。

この対策として国では、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」で家庭系食品ロス量における半減目標を設定し、さらに令和元年7月には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」で事業系食品ロス量における半減目標も設定しました。また、食品ロスの削減を総合的に推進するため、令和元年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

全世界人口の9人に1人が栄養不足に陥っている現状での食料廃棄は非常に残念なことです。また、その食糧を生産するために多量のエネルギーを消費していること、水分の多い食品は廃棄の際に運搬や焼却で余分な二酸化炭素を排出することなどから、我々は計画的に食品ロスの削減に取り組むことが必要です。

◆中間見直しについて

当初計画（第2次）は、国の第4次環境基本計画、県の第3次環境計画、及び平成26年度当時の酒田市総合計画を参考として策定しました。

今回の中間見直しにあたり、計画期間中に新たに定められた国の第5次環境基本計画、県の第4次環境計画、及び平成30年度からの酒田市総合計画について取り入れていくものとします。

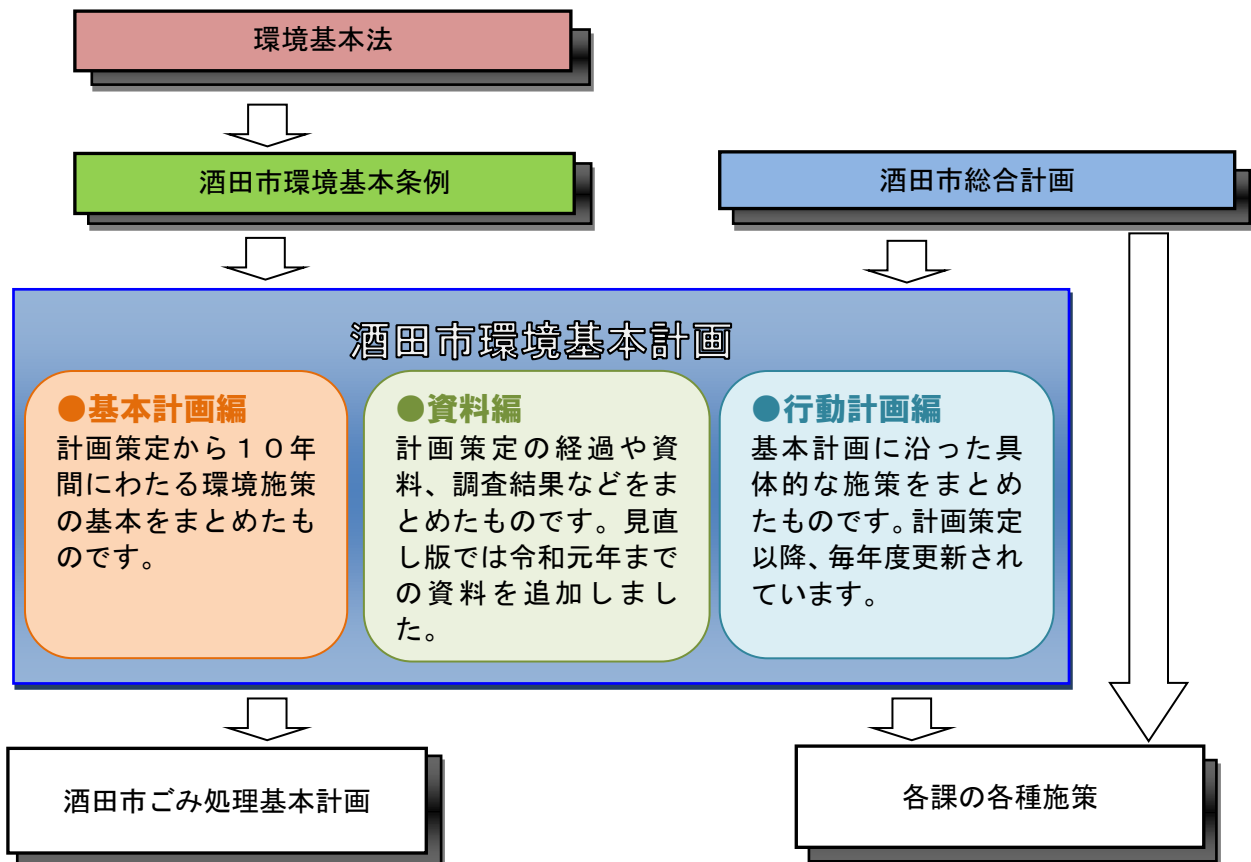
環境を取り巻く現状については大きく変化しているものの、これまでの取り組みをなくすという考え方ではなく、中間評価の現状と市民アンケートの結果と環境を取り巻く現状に対応すべく、さらに推進する必要があることから、これまでの環境基本計画において進めてきた、環境基本計画の基本目標について引き続き推進するものです。

■計画の位置づけ

環境基本計画の上位にあたる各種法令、条例や総合計画との関係に変化はありません。

また、基本計画が、「基本計画編」「資料編」「行動計画編」の三部から構成される形についても、中間見直し後も継続するものとします。

<環境基本法、酒田市総合計画等と環境基本計画の関係>



II 国・県・市の施策

■国の施策

<第4次環境基本計画 平成24年度～平成29年度>

国は、第4次環境基本計画（平成24年4月）において「目指すべき持続可能な社会の姿」として、

- ◆ 低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成
 - ◆ その基盤として、「安全」を確保
- を掲げ、次の9つの重点目標を掲げています。

1. 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーション（※1）の推進
2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取り組みの推進
3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進
4. 地球温暖化に関する取り組み
5. 生物多様性（※2）の保全及び持続可能な利用に関する取り組み
6. 物質循環の確保と循環型社会の構築
7. 水環境保全に関する取り組み
8. 大気環境保全に関する取り組み
9. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取り組み

本市では、平成27年度からの第2次酒田市環境基本計画について、上記の9つの重点目標を参考としました。

- ※1 経済・社会のグリーン化とは、環境に配慮した商品やサービスが普及・浸透していくことで、グリーンイノベーションとは、そのような商品やサービスを生み出す技術革新をいいます。
- ※2 生物多様性とは、生態系・種・遺伝子の3つのレベルでの生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。

<第5次環境基本計画 平成30年度～令和5年度>

国は、第5次環境基本計画（平成30年4月）において「目標とすべき社会の姿」として

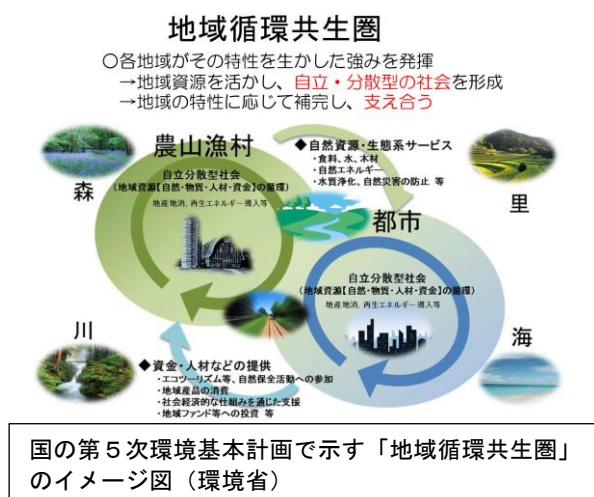
- 1 「地域循環共生圏」の創造
- 2 「世界の範となる日本」の確立
 - ①公害を克服した歴史
 - ②優れた環境技術
 - ③「もったいない」など循環の精神や自然と共生する伝統
- 3 これらを通じた、持続可能な循環型共生型社会（「環境・生命文明社会」）の実現

を掲げ、次の1から3を「計画のアプローチ」とし、①から⑥を「重点戦略」として掲げています。

- 1 SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化
- 2 地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動をも向上
- 3 より幅広い関係者との連携

- ① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな**経済**システムの構築
- ② **国土**のストックとしての価値の向上
- ③ 地域資源を活用した持続可能な**地域**づくり
- ④ 健康で心豊かな**暮らし**の実現
- ⑤ 持続可能性を支える**技術**の開発・普及
- ⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

本市としても上記のアプローチや重点戦略を参考とし、課題解決のために効果的に施策を進める必要があります。



■県の施策

<第3次環境計画 平成23年度～令和2年度>

環境基本法では、県は「主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする」とされています。

山形県では、平成24年3月に『第3次山形県環境計画』を策定し「持続的発展が可能な安全で美しいやまがた創り」を掲げ、次の6つの基本目標を掲げています。

1. 地球温暖化を防止する低炭素社会の構築
2. 再生可能エネルギー等の導入による地域の活性化
3. ごみゼロやまがたの実現に向けた循環型社会の構築
4. 豊かな環境を守り、活かす自然共生社会の構築
5. 安全で良好な生活環境の確保
6. 環境教育を通じた環境の人づくり

本市では、平成27年度からの第2次酒田市環境基本計画について、上記の6つの基本目標を参考としました。

<第4次環境計画 令和3年度～令和12年度>

「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」実現のために6つの施策の柱を掲げています。

- 施策の柱1 持続可能な社会をけん引する人づくりと県民総ぐるみによる運動の展開
- 施策の柱2 気候変動対策による環境と成長の好循環（グリーン成長）の実現
- 施策の柱3 再生可能エネルギーの導入拡大による地域の活性化
- 施策の柱4 3Rの推進による循環型社会の構築
- 施策の柱5 生物多様性を守り、活かす自然共生社会の構築
- 施策の柱6 良好な大気・水環境の確保と次世代への継承

本市としても上記の6つの施策の柱を参考とし、課題解決のために効果的に施策を進める必要があります。

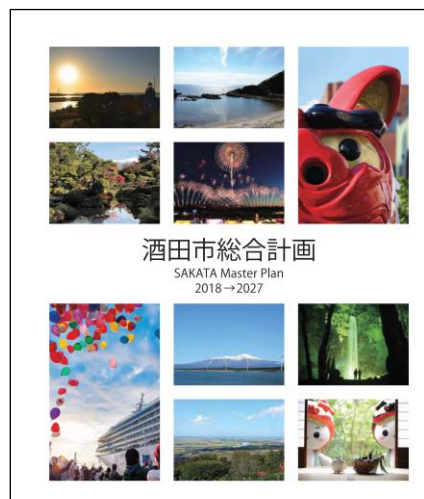
■市の施策

酒田市総合計画は、行政運営の総合的な指針となる計画で、本市の全ての計画の基本となる計画です。環境基本計画も、その指針に沿った計画としています。

<酒田市総合計画（後期計画）平成25年度～平成29年度>

酒田市総合計画（後期計画）に掲げられた環境施策

1. 環境共生社会の実現
 - ・環境保全対策、自然保護対策の充実
 - ・公害防止対策の充実
 - ・再生可能エネルギーの普及促進
2. 廃棄物対策の推進
 - ・ごみ減量化の促進
 - ・再資源化の促進



<酒田市総合計画 平成30年度～令和9年度>

5-2 美しい景観と環境を「全員参加」でつくるまち

今後の方向性と主な施策

【環境保全・廃棄物対策の推進】

- 循環型社会の実現を目指し、ごみの減量化に向けたさらなる取り組みを推進します
- 地球温暖化対策を推進します
- 豊かな自然の保護と活用を推進します

Ⅲ 第2次基本計画の中間評価

■数値目標の現況

本計画では、5つの目標について合計14項目の目標達成の指標(数値目標)を掲げ環境問題に取り組んできました。令和元年度に市民・事業者向けアンケートを実施したところ、そのうちの13項目について目標値に到達していない状況となりました。

基本計画の目標	目標達成の指標	〈当初〉 平成 26年度	〈現状〉 令和 元年度	元年度 達成 状況	令和6年度 達成目標値	
共通目標 「全員参加」 みんなで取り組む未来につながる環境づくり	環境基本計画の認知度	市民の 37.0%	33.4%	未達成 ↘	70%以上	
	環境イベントへの参加経験者割合	市民の 22.1%	23.8%	未達成 ↗	70%以上	
1「身近な環境」 に関する目標 安心して快適な 美しい地域 づくり	市に寄せられる苦情件数の減少	142件	131件 (7.7%減)	未達成 ↗	26年度比50% 減	
	清掃ボランティアなどへの参加経験者数	市民の 35.0%	32.1%	未達成 ↘	70%	
	環境基準の達成 (生活に好ましい環境の指標)	大気	概ね達成	概ね達成	未達成 (※1)	環境基準の達成
		水質	概ね達成	概ね達成	未達成	環境基準の達成
騒音		100.0%	99.7%	未達成	環境基準の達成	
2「資源利用」 に関する目標 環境負荷の 少ない社会へ	1人1日当たりの家庭ごみ排出量	723g	688g	未達成 ↗	623g	
	家庭系・事業系ごみの排出量	40,281トﾝ	38,009トﾝ	未達成 ↗	31,300トﾝ	
	リサイクル率	16.5%	15.3%	未達成 ↘	20.9%	
	資源回収による回収量	4,412トﾝ	3,529トﾝ	未達成 ↘	5,000トﾝ	
3「自然環境」 に関する目標 自然を守り 共に生きる	自然に関するイベント参加経験	—	21.5% (※2)	達成	市民の20% 以上	
4「地球環境」 に関する目標 二酸化炭素の 発生が少ない 生活	環境家計簿の取り組み世帯数割合	12.6%	12.3%	未達成 ↘	20%以上	
	省エネや節電に常に取り組み世帯割合	72.1%	64.0%	未達成 ↘	90%以上	

※「↗」は、指標未達成ながらも前回数値を上回るもの、「↘」は下回るものを表示。

※1 全ての項目で環境基準を達成しているわけではないため「未達成」とする。

※2 平成29年度の総合計画アンケートによる。

■令和元年度実施アンケート

令和元年度に、本計画及び環境保全思想の深達度の測定と、本市環境に対する市民の関心事項の把握のため、市民・事業者それぞれに対しアンケートを実施しました。

◆市民アンケート

(1) 実施状況

- 住民基本台帳より年齢、地域の2段階無作為抽出による標本調査
- 発送数1,000件 回答数458件 回答率45.8%
- 調査期間 令和元年10月9日～11月25日

(2) 考察（現状と課題）

- 〈共通目標：環境基本計画の認知度〉

環境基本計画を読んだことのない人が6割で前回とほぼ同様であった。市民にとって分かりやすく手に取ってもらえる計画を志す必要がある。また、策定後の計画実行の在り方も十分に検討する必要がある。

- 〈共通目標：環境イベント参加経験者数〉

環境イベントへの参加などは依然として割合が低いままだが、前回のアンケートと比較すると「行すべき」の項目も含め若干だが割合が高くなっている。環境イベントの参加を促す周知方法などの検討が必要である。

- 〈共通：環境イベント参加経験者 目標1：清掃ボランティアなどへの参加経験者数〉

生活の便利さよりも環境を優先する回答の割合が高く、環境問題への取組意識も高いものの、割合としては前回より低下している。また、環境問題の解決の担い手として、「市民、事業者、行政が一体となって取り組むべき」の割合が高いが前回よりも低下し、「市民一人ひとりが取り組むべき」「行政が取り組むべき」の割合が若干ながら増加している。市民意識の維持向上を図るため、市民が取り組みやすい施策を充実させるとともに、周知やPRに取り組む必要がある。

- 〈目標1：清掃ボランティアなどへの参加経験者数〉

海や川、山などにおける清掃・美化活動への参加については、「行っている」「たまに行っている」の回答が微減。「面倒だ」との回答が微増となった。活動の重要性は理解していても、活動を継続するためには、誘い合いなど参加意欲を向上させる要素が必要である。

- 〈目標1：安心して快適な美しい地域づくり〉

酒田の残したい（好きな）ところとして上位の日和山、山居倉庫は前回と変わらず、鳥海山、海・海岸、田園風景、新井田川が続く。一方で日和山、新井田川は、直したい（嫌いな）ところでも回答されている。観光名所ではない、ふだんからよく見る光景を残しておきたいながらも、ごみや水質等についてよりよい環境を望む声が多い。本市の環境の状況について周知方法などの検討が必要である。



日和山の「旧酒田灯台」

○〈目標 1：安心で快適な美しい地域づくり〉

酒田の直したい（嫌いな）ところの一番は駅・駅前であり、前回も駅が一番割合が高かった。しかし、その割合は前回の半分程度になり、駅前の再開発工事が進行していることが影響しているものと思われる。市民の関心は身近な景観や都市機能であることから、今後の各種施策の参考とすべきである。

○〈目標 2：環境負荷の少ない社会へ〉

マイバッグの常時携帯やごみ分別などの実行については浸透しているが、前回と比較すると「常に行っている」割合が下がり、「たまに行っている」割合の増加が見受けられる。「行うべき」との考えがありながらも「面倒だ」とする割合の増加も散見される。ごみ減量やリサイクルの必要性などについての継続的な周知が必要である。

○〈目標 2：環境負荷の少ない社会へ〉

アンケート内でのごみ減量やリサイクルに関する諸項目の数値は、今回のアンケートでは概ね微減の傾向にあるが、それでも実施率は70～80%、中には90%が実施していると回答している項目もあり、非常に市民の意識は高い。1人1日当たりのごみ量についても減少傾向にあるものの、引き続きごみ減量やリサイクルの必要性についての周知が必要である。

○〈目標 4：環境家計簿の取組み世帯数割合〉

環境家計簿については実施割合がほぼ平成26年度当時を維持している。今後は、新規に取り組む市民が増えるよう一層の周知が必要である。

○〈目標 4：省エネや節電に常に取り組む世帯割合〉

省エネや節電への取り組みについては減少傾向ではあるが、身近で気付きやすい指標であるため、周知方法を工夫し取り組み割合を増加させる必要がある。

○〈その他〉

自由記載欄は前回同様に多種多様の意見があるが、前回ではあまり見受けられなかった「空き家、閉鎖した施設、施設の老朽化」、「人口減少、人口流出」、「災害への備え」に関する意見があった。時代の変化とともに、市民目線に立った施策が必要である。

コラム お互いに円滑な生活を送るために

給湯器やエアコン室外機の騒音、薪ストーブなどからの排煙などが近所迷惑の原因になっています。これらを取り付ける際は、隣家の迷惑にならないよう配慮して、お互いが気持ちよく過ごせる環境を作ることが大切です。また、蜂の巣の駆除など、自らの所有する建物が周囲に危険を及ぼさないようにします。

同時に、住宅密集地では完全に生活騒音などを無くすことはできません。自らも騒音を出しながら生活しているので、“お互い様”という考え方も必要です。

◆事業者アンケート

(1) 実施状況

- 本市に本社がある法人を従業員数階層毎に無作為抽出した標本調査
- 発送数500件 回答数217件 回答率43.4%
- 調査期間 令和元年10月9日～11月25日

(2) 考察（現状と課題）

○〈共通目標：環境基本計画の認知度〉

環境基本計画を知らない、読んだことがない事業者が前回より増え、6割を超えていた。認知度を高めるため、事業者への周知やPRの方法を見直す必要がある。

○〈共通目標：環境イベントへの参加 目標1：清掃ボランティアなどへの参加〉

環境保全活動への参加や、緑化、美化活動への参加については、アンケートでは減少傾向にある。意欲（行うべき）は低下していないので、各事業において積極的な参加を呼び掛ける必要がある。

○〈目標1：安心で快適な美しい地域づくり〉

自由記載については、現在の環境行政、市民意識に関するものの記載が多い。内容としては、身近な問題にかかわるものが多く、市としてもわかりやすい取り組みを進める必要がある。

○〈目標1：安心で快適な美しい地域づくり〉

行政への期待については、公害対策、みどりあふれる街づくり、環境保全に関する教育・情報提供の割合が高い。引き続き市として公益の保全に努めつつ、積極的に情報を発信していく必要がある。

○〈目標1：安心で快適な美しい地域づくり 目標2：環境負荷の少ない社会へ

目標4：二酸化炭素の発生が少ない生活〉

環境のための取り組みについては、ほとんどの事業者が何らかの形で取り組みの意思を表示している。これらの意欲を損なうことなく、適切な施策を行う必要がある。

○〈目標2：環境負荷の少ない社会へ〉

事業者によるごみの自己処理やごみの分別・排出マナーについては、高い数値となっており意識の高さが見られる。減量やリサイクルに適した商品のPRや販売、販売店回収の促進に関しては微増の傾向にある。引き続き事業者の積極的な行動が行えるよう、市民への周知を行う必要がある。

○〈目標4：省エネや節電に常に取り組む世帯割合〉

省エネや節電への取り組みについて、エコドライブについての実施割合は前回アンケートとほぼ同様だが、節電等については実施状況、意欲（行うべき）ともに低下傾向にある。家庭内と同じく「まずはできることから」という意識づけが重要である。

○〈目標4：二酸化炭素の発生が少ない生活〉

依然として低公害車や自然エネルギーの利用には費用が大きな障害になっているものの、低公害車の導入やその検討、自動車の整備点検の項目は割合が前回よりも増加しており、車の利用に関する関心は高い。環境問題への取り組みが事業活動へ繋がることなどの周知を行い、事業者が積極的に行えるよう周知していく必要がある。

コラム 規制と迷惑は別物

法律にさえ違反していなければ何をやっても良いというわけではありません。騒音や悪臭には「規制基準」があり、これを超える場合は、法律により改善命令や罰則が適用されることがあります。しかし、規制基準内であっても近隣に迷惑を掛けないようにしながら、周辺と良好な関係を続けていくことも事業者の責務の一つです。

コラム 環境の保全と創造、環境への適応

家の前を掃除する、ゴキブリを駆除する、相隣問題を当事者同士で解決するというのも、環境の保全と創造の一つです。市などが行う助成や相談を活用して、周囲の環境の保全は自らが行うことが大切です。

しかし、環境は常に自分の望む通りになるとは限りません。自然や野生生物が原因である場合などでは、原因に直接働き掛けることが不可能な場合があります。そういった場合は、その環境にうまく適応することが必要です。例えば、スギ花粉による花粉症などは、原因となるスギの木を伐採することはできませんので、マスクをしたり薬を飲んだりする環境への適応が必要になります。



県内唯一の有人離島「飛島」。島の美しい自然を守るため、ボランティアをはじめ多くの方々からのご協力をいただいています。

IV 環境基本計画の中間見直し

■目指すべき環境像

酒田市環境基本条例に掲げられた基本理念（※）を集約した「目指すべき環境像」については、当初計画（第2次）から引き継ぐものとします。

副題については、共通テーマの「全員参加」、さらに全ての環境施策の目的である「持続可能」、自然をはじめとした様々な環境要素との「共生」を踏まえたものとしています。

※酒田市環境基本条例第3条（基本理念）

未来につなげよう 酒田の自然・まちなみ・こころ

～全員参加で未来に拓く共生の地域づくり～

■基本目標

当初計画（第2次）では、第1次計画の現状と課題を踏まえ、5つのテーマについて長期的かつ総合的な基本目標を定めました。

【共通目標】

「全員参加」

みんなで取り組む

未来につながる環境づくり

（情報提供と環境教育）

1 「身近な環境」に関する目標

安心で快適な美しい地域づくり
（美観保持、騒音悪臭の防止、動物の管理）

2 「資源利用」に関する目標

環境負荷の少ない社会へ
（省資源、循環型社会の形成）

3 「自然環境」に関する目標

自然を守り共に生きる
（豊かな自然の保護と活用）

4 「地球環境」に関する目標

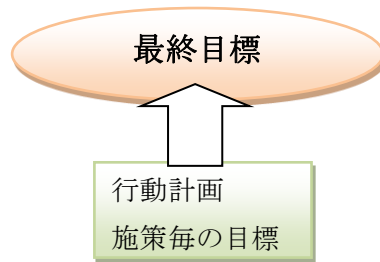
二酸化炭素の発生が少ない生活
（地球温暖化対策・再生可能エネルギーの普及推進）

■計画期間

平成27年度から令和6年度までの10年間とします。当初計画（第2次）の策定から5年が経過したことから、令和2年度に計画の中間見直しを実施しました。

■目標指標

それぞれの目標には、最終的に達成しなければならない指標を定めています。また、毎年度『行動計画』を策定し、目標指標の達成を目指します。

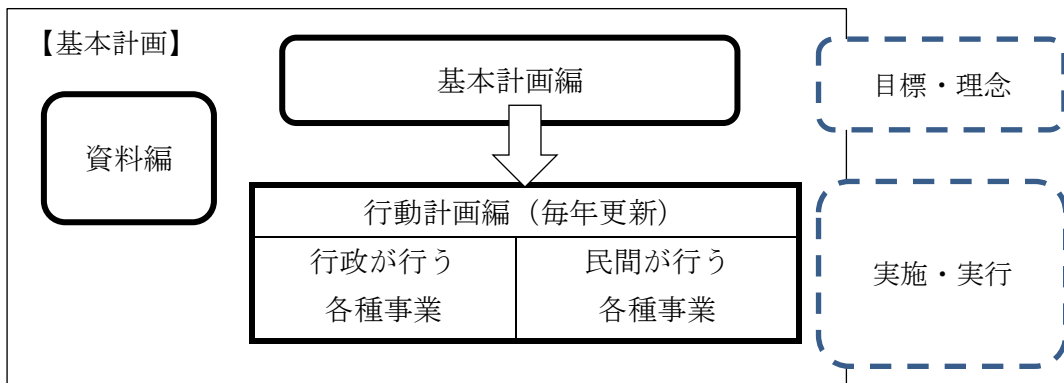


■市民、事業者の役割と市の取り組みの方針

本計画では、それぞれの基本目標に市民、事業者の役割と市の取り組みの方針を掲げます。これは、環境問題が市民の日常生活や事業者の事業活動に大きく関わっていることから、市民や事業者にも一定の取り組みと協力を求めるものです。

■基本計画編と行動計画編

酒田市環境基本計画は、「基本計画編」と「行動計画編」、それに「資料編」を加えた3部構成となっています。特に「基本計画編」は計画の目標や理念を定め、「行動計画編」では「基本計画編」で定められた目標を達成するための各種事業を取りまとめる、という二重構造になっています。「行動計画編」に含まれる事業は、環境衛生課の事業だけでなく、市の様々な部署の事業の中で、環境保全や「基本計画編」の目標達成に資する事業を抽出したものです。これにより、市の事業全体を通じた、幅広い視野を持った計画となっています。



V 基本目標

【共通目標】 全員参加：みんなで取り組む未来につながる環境づくり

～情報提供と環境教育～

当初計画（第2次）のアンケート結果から、市民、事業者の環境に対する意識が高い一方で、実践や具体的な取り組みが不足していることが分かりました。これは単に取り組みのあり方だけの問題ではありません。人口減少、少子高齢化が本市でも大きな問題となっており、環境保全の担い手が不足することが懸念されています。良好な環境を守るためには、全員が自主的に担い手となる環境づくりが必要です。このため、取り組みに必要な情報や環境学習の機会を提供し、全員参加による未来につながる環境づくりに取り組むものです。

今回の中間見直しにおいてのアンケート結果でも同様の傾向があり改善されたとの結果にはなっていません。

酒田市環境基本条例の基本理念では、環境の保全と創造について「市、市民及び事業者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。」としています。

特に地球環境では「市、市民及び事業者がこれを自らの課題として認識し、全ての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。」こととしています。これらの基本理念の実現に向け、「市の役割」「市民の役割」「事業者の役割」を明らかにし、取り組みを進めていきます。

また、国の第5次環境基本計画では、計画のアプローチとして「SDGs」の考え方の活用、「より幅広い関係者との連携」などがあげられています。行動計画にSDGsの考え方を取り入れることで、市民や事業者に対して、本計画で推進している環境問題のゴールが、目の前の事象だけでなく、より広い視野での環境保全に繋がっていることをアピールしていきます。

目標指標

◆SDGsにつながる環境基本計画の認知度 市民の70%以上（※）

（令和元年度現在33.4%）

環境基本計画に掲げられた基本目標は、市民、事業者の役割と市の取り組みについて記載しており、環境問題が市民の日常生活や事業者の事業活動に大きく関わっていることから、認知度について平成26年度の37.0%を70%以上とすることを目指します。また、計画への取り組みに対する認知度を向上させることにより、目標指標の向上に繋がります。

◆環境イベントへの参加経験者割合 市民の70%以上（※）

（令和元年度現在23.8%）

環境イベントの参加経験数は、市民の環境意識の向上と捉え、平成26年度の22.1%を70%以上とすることを目指します。

※ 目標指標の達成状況は、市民アンケートで確認します。

市民の役割

- ①環境イベントへ積極的に参加や協力を行います。
- ②環境問題について関心を持ち、学習会などへの参加に努めます。
- ③SDGsについて理解を深め、世界共通のゴールに向け、環境問題について身近でできることに取り組みます。
- ④環境に関するアンケートや調査に協力します。

事業者の役割

- ①環境イベントへ積極的に参加や協力を行います。
- ②環境問題について関心を持ち、情報の収集に努めます。
- ③SDGsについて理解を深め、世界共通のゴールに向け、環境問題について身近でできることに取り組みます。
- ④環境に関するアンケートや調査に協力します。

市の行う施策の方向

- ①取り組みやすく成果が見えやすい活動を進めます。
- ②環境学習の機会の充実に努めます。
- ③市民、事業者、市の連携を進めます。
- ④環境についての情報提供に努めます。

コラム ワッシーくんと鳥海イヌワシみらい館

ワッシーくんは環境省が酒田市湯ノ台に設置している猛禽類保護センター「鳥海イヌワシみらい館」のマスコットキャラクターです。国連生物多様性の10年日本委員会が定める生物多様性応援団キャラクターに登録されています。施設の名前とこのワッシーくんは、施設設立10周年を記念して一般公募により誕生（決定）しました。

猛禽類保護センターでは、施設内でイヌワシをはじめとした猛禽類に関する展示や「体験プログラム」を実施しているほか、年数回、一般公募による野鳥観察会も開催しています。同センターは、令和2年度で設立20周年を迎え、コロナ禍の中ではありますが記念イベントとして「イヌワシ絵画コンクール」を開催するなど、市民にわかりやすく親しみやすい形で、自然保護の普及啓発に努めています。



市の鳥 イヌワシ（撮影地 酒田市）

コラム SDGsの取り組みについて

◆SDGsとは

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。（外務省ホームページより）

◆酒田市環境基本計画（行動計画編）でのSDGs

令和元年度の行動計画より、行動計画編に取り込まれているすべての事業に、SDGsのマークを当てはめました。17のゴールのうち、12を使用しています。

これにより、日本の地方都市の内部で実施されている各施策が、究極的には世界共通の目標へ繋がっていくということを実感することができます。

「千里の道も一歩から」と言いますが、世界中のたくさんの人達の小さな一歩が積み重なって世界を変えていくことができると信じたいものです。

SDGs（エスディーゼーズ） 17のゴール

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称

 <p>1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 全ての人の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	 <p>14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p>15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>4. 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>	 <p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和と包摂的な社会を促進し、全ての人が司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び子供の能力強化を行う</p>	 <p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる</p>
 <p>6. 安全な水とトイレを世界中に 全ての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>12. つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>	

コラム 飛島海岸の清掃活動

飛島には、対馬海流、偏西風などの影響によって、海から多くのごみが漂着します。地元住民の力だけでは処理ができなくなったため、平成13年にボランティアによる「飛島クリーンアップ作戦」が始まりました。その後参加者が増加して、例年250人ほどが参加する大きな社会貢献活動として定着しました。

また近年は、産学官民で本県の海岸漂着物問題に取り組む「美しいやまがたの海プラットフォーム」と、学生ボランティア（特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会 「IVUSA」 イビューサ）の共催による海岸清掃が行われています。酒田市の東北公益文科大学をはじめ、県内外の大学生の参加も多く、例年の参加者は100人を超えています。若い彼らに飛島、そして本市の自然環境の素晴らしさを全国に伝えてもらえるよう応援していきたいですね。



多くのボランティアに支えられた 飛島クリーンアップ作戦

【基本目標 1】 安心で快適な美しい地域づくり

～美観保持、騒音悪臭の防止、動物の管理～

「健康で文化的な生活」にとって、身近な環境は重要です。昨今多くなっているのが、野良猫への餌やりや糞尿被害、隣家との騒音や悪臭などやカラスのフン害の相談です。今回の市民アンケートでも、ごみのポイ捨てなど、市民モラルの向上を訴える意見が少なくありませんでした。市には、悪臭や騒音についての苦情が多く寄せられていますが、その内容は、不適切な生活活動や事業活動によるものが多くなっています。

また、人口減少などを背景に、空き家が増え問題となっています。管理が行われていない建物や空地は、美観や景観に影響を与えるほか、害虫の発生や火災の危険も伴うものです。他にも人口減少は、自治会活動などの担い手不足を引き起こし、公園や緑道の維持について支障が懸念されています。今回の市民アンケートでも、清掃ボランティアなどの参加率に減少が見られ、人口減少による市民一人ひとりの負担が増えることも予想されますが「みんなですしずつの負担」、「お互い様」の意識を一人ひとり向上させることが身近な環境をより良くする取り組みには必要です。

市は、苦情相談への体制を充実させるほか、さらに市民、事業者のモラルなどの啓発に努めます。

目標指標

◆市に寄せられる苦情件数の減少 平成26年度比50%減

(令和元年度現在131件 26年度比7.7%減)

苦情の減少は、市民の一定程度の環境満足度と捉え、平成26年度(146件)比50%減を目指します。

◆清掃ボランティアなどへの参加経験者数 市民の70% (※)

(令和元年度現在32.1%)

市の情報提供と市民の取り組み意識の向上により平成26年度(35%)の2倍の70%を目指します。

◆環境基準(生活に好ましい環境の指標)の達成

(令和元年度現在 大気：概ね達成 水質：達成 騒音：99.7%)

環境指標としての環境基準について遵守することは、大気や水質、騒音などの良好な生活環境に繋がることから、継続的な周知を行います。

※ 目標指標の達成状況は、市民アンケートで確認します。

市民の役割

- ①人の迷惑となるような行為は行いません。
- ②身近な環境問題は、市の相談窓口を活用しながら、自主的に解決するよう努めます。
- ③各種清掃ボランティアに積極的に参加します。

事業者の役割

- ①周辺の住民の生活に配慮します。
- ②美観や景観に配慮し事業活動を行います。
- ③苦情や要望には、誠実に対応します。

市の行う施策の方向

- ①美観と景観を保全します。
- ②愛護動物の適切な管理を促します。
- ③野生動物の保護と管理に努めます。
- ④身近な公害を防止します。

【基本目標 2】環境負荷の少ない社会へ

～省資源、循環型社会の形成～

かつての「ごみ問題」は、埋め立て場所の不足や焼却炉の能力など、主として処分に関わるものでした。現在では、環境負荷の低減が目的となっています。

大量の資源を消費する方法では、いずれ資源は枯渇してしまいます。同時に、大量の廃棄物を排出することは、環境の破壊を引き起こします。

本市では、廃棄物の減量と資源の有効利用を図るため、廃棄物の再資源化に向けた種々の施策を展開して、最終処分場を長く使えるようにしていますが、発生抑制と分別促進のために「できる限りごみを出さない」「より分別を徹底し資源化に取り組む」「使い捨て製品の製造販売や過剰な包装をしない」ことを推進します。

酒田市環境基本条例の基本理念でも、「資源の有効活用により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築」するとしています。そのためには「市、市民及び事業者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に」行うことが必要です。

目標指標

◆ 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 623グラム

(令和元年度現在688グラム)

本市の1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、平成26年度では723gと県内13市で一番多くなっています。この10年間で100g減量为目标として進んできましたが、35gの減量にとどまっているため、さらにもう65gの減量を目指します。

◆ 家庭系・事業系ごみの排出量 31,300トン

(令和元年度現在38,009トン)

ごみ減量の目的は、そのまま環境負荷を減らすことに繋がります。また、無駄なごみを出さない取り組みは、省資源化に繋がるものです。平成26年度の40,281トンと31,300トンとすることを目指します。

◆ リサイクル率 20.9% (令和元年度現在15.3%)

リサイクル率とは、廃棄物の中から資源として再利用した割合です。ごみの中に含まれるリサイクル可能なものの分別を徹底することやリサイクル可能なものを増やしていくことにより、平成26年度の16.5%を20.9%とすることを目指します。

◆ 資源回収による回収量 5,000トン

(令和元年度現在3,529トン)

使える物は資源としてリサイクルすることも、環境負荷を減らし少ない資源を大切に使うこととなります。特にやすごみに含まれている紙類については、リサイクル可能な紙類資源が多く含まれていることから、平成26年度の4,412トンと5,000トンとすることを目指します。

市民の役割

～3Rの実践～

- ①ごみを出さない生活を心掛けます。
(Reduce:リデュース)。
- ②使い捨ての製品よりも繰り返し使える製品を選びます。(Reuse:リユース)
- ③リサイクルに努めます。(Recycle:リサイクル)

事業者の役割

- ①各種法令を遵守します。
- ②環境配慮型製品の製造・販売に努めます。
- ③廃棄物のリサイクルと適正な処理に努めます。

市が行う施策の方向

- ①廃棄物の減量に取り組みます。
- ②廃棄物の再資源化に取り組みます。
- ③3Rの実践を推進します。

コラム 循環型社会の様々な“R”

本計画（第2次）では、市民の役割として3Rの実践を掲げています。前の計画（第1次）では、“Refuse：リフューズ…不要なものは、買わない・もらわない”を加えた「4R」の推進を掲げていました。

循環型社会への取り組みには、さまざまな「R」があります。市でも、これまでどおりさまざまな“R”の実践を推進していきますが、その中でも特に、分かりやすく最も広まっている「3R」の実践について重点的に取り組むこととしました。

国でも、より優先順位の高い2R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用））を中心とした3Rの取り組みをすすめています。

●2R

Reduce（リデュース）…ごみの発生量や資源の使用量を減らす
Reuse（リユース）…そのままの形で再利用する

●3R

2R+Recycle（リサイクル）…再資源化。別のものに作り替える

●4R

3R+Refuse（リフューズ）…不要なものは、買わない・もらわない

●その他の“R”

Repair（リペア）…修理しながら長く使い続ける

Return（リターン）…購入先に戻せるものは戻す

Reform（リフォーム）…形を変えて別の用途に活用する

Regeneration（リジェネレーション）…再生品の使用を心がける



環境衛生課では
「使用済小型家電の無料回収」を実施しています。
毎年、たくさんの持ち込みをいただいています。

【基本目標3】自然を守り共に生きる

～豊かな自然の保護と活用～

本市には、鳥海山、対馬海流、最上川などによってもたらされた、高山、平野、暖地、海浜といった特徴ある自然が存在し、古くから豊かな恵みを受けてきました。また、自然をありのまま受け入れるだけでなく、活用することによってより多くの恵みを得ています。里山には、人の手が適度に入ることにより、豊かな生物の多様性が維持されています。

しかし、近年、人口減少、高齢化により、農地や里山を守る担い手不足などから、豊かな里山の姿が失われ、クマやイノシシなどの大型野生動物が里山を越え集落や市街地へ出没するケースが増えています。市は、清らかな空気、水の確保を基本に、森林、農地、海浜、河川などを保全し、あるべき自然があるべき姿を保つ取り組みを進めます。

酒田市環境基本条例の基本理念でも「環境の恵沢を享受するとともに、良好な状態で将来の世代に継承」し、「多様な生態系が健全に維持されるよう配慮するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを保ちながら、人と自然との共生」が必要だとしています。

目標指標

◆自然に関するイベント参加経験 市民の30%以上（※）

（平成29年度の総合計画アンケートにより、21.5%）

豊かな自然環境とその関りについて知ることが、環境問題への窓口と捉えています。

多くの市民が自然体験学習、野鳥観察会などのイベントや学習会に参加することを促し、自然に関するイベント参加経験を市民の30%以上とすることを目指します。

※ 当初の目標指標は、平成29年度で達成しているため、酒田市総合計画での目標値（30%）に修正します。目標指標の達成状況は、市民アンケートで確認します。

市民の役割

- ① イベントに積極的に参加して、郷土の自然に興味を持ちます。
- ② 水や空気を汚さないよう努めます。
- ③ 地産地消も含め地域の農林水産資源に広く関心を持ちます。

事業者の役割

- ① 自然に配慮した事業活動を行います。
- ② 大気汚染や水質汚濁などの公害を防止します。
- ③ 地域の自然環境の特性を利用した産業に取り組みます。

市の行う施策の方向

- ① 自然と触れ合う機会を作ります。
- ② 生物の多様性の確保に努めます。
- ③ 森林、農地、海浜、河川などの自然を守ります。
- ④ 水質や大気質の保全に努めます。
- ⑤ 地域の自然を活用した産業の振興に努めます。



トビシマカンゾウ（酒田市飛鳥）

コラム 生物多様性を守る①

◆生物多様性とは

生物多様性とは、地域ごとに異なる豊かな生物層を指す言葉です。日本は南北に長く四季が明らかで、各地域に特色ある自然環境が育まれています。生物多様性は各地域に固有の財産であり、地域に住む私達はこれを守り、もたらされる恵みを持続可能な形で人々の生活に活用し、さらに次の世代に伝えていかなければなりません。

◆生物多様性がもたらすたくさんの恵み

生物多様性がもたらす恵みを「生態系サービス」と呼び、以下の4つに分類して考えます。

○基盤サービス

生息地、栄養、水資源、土壌形成など、下記の3つのサービスを支える基礎的機能です。

○供給サービス

食料、燃料、繊維、薬品、水など、人間の生活に重要な資源を供給する機能です。

○調整サービス

森林による気候緩和、保水による洪水防止、水の浄化など、環境を制御する機能です。これらを全て人の手で実施すると、膨大なコストがかかることは明らかです。

○文化的サービス

人々に精神的な充足感やレクリエーションの機会を与えるほか、古来から人々が培ってきた各地域独特の宗教・文化・社会制度の基盤となった機能です。いわば「心の故郷」「精神的な支え」の機能です。

◆生物多様性があぶない！

このように、環境、人間の暮らし、地域の文化を育み支えてきた生物多様性は、以下の4つの危機に蝕まれています。そしてその全てが、直接間接に人間が引き起こしたもののなのです。かけがえのない生物の多様性を我々自身の手で失うことは、なんととしてでも避けなければなりません。

●第1の危機

開発や乱獲など、人間活動による負の影響。

●第2の危機

里山の荒廃など、自然に対する人間の働きかけの縮小による影響。

●第3の危機

外来種や化学物質など、人間によって持ち込まれたものによる影響。

●第4の危機

地球温暖化など、地球環境の変化による影響。

コラム 生物多様性を守る②

〈酒田市の取り組み〉

生物多様性保全のため現在本市で行っている主な取り組みをご紹介します。

◆猛禽類保護センターを活用した自然保護の啓発【環境衛生課】

猛禽類保護センター活用協議会の運営に参加し、自然観察会に参加する等、地域活性化を図るとともに自然保護全般に関する普及啓発を推進しています。

◆トビシマカンゾウの保全【交流観光課】

飛島島内のトビシマカンゾウ群生地再生を目的とする保全・定植作業を実施しています。

◆森林ボランティアの育成【農林水産課】

市民自らの手で森林を守ることの大切さを普及、浸透していくため、ボランティアによる万里の松原や砂防林など森林整備や清掃活動を推進し、学校や地域団体等の行う森林・自然環境学習について支援します。



水生生物の観察会（猛禽類保護センター主催の地域イベント）

コラム 鳥海山・飛島ジオパーク活動に参加しよう！

平成28年に誕生した鳥海山・飛島ジオパーク、令和3年2月には4年に一度の再認定調査でも高い評価を頂きましたが、みなさんはジオパークの活動をご存じですか？鳥海山・飛島ジオパークのテーマは「日本海と大地がつくる水と命の循環」です。

例えば、酒田市の北部に位置する鳥海山は、今も活動をつづける活火山ですが、噴火した溶岩と火山灰が何層にも積み重なることで、山体に大量の水を貯えることのできる天然のダム役割を果たしており、長い年月をかけて湧き出す水は鳥海山麓の豊かな生態系と里山の生活を支えています。

このように、ジオパークとは目の前に見える鳥海山や最上川、庄内平野など日常の風景の成り立ちを知り、貴重な地形・地質がもたらす自然の恵みを守り、そこに暮らす人間の歴史や文化までを一体的に学んだり楽しんだりすることで、地域を元気にして次の世代に引き継ぐ活動のことなのです。教育・環境保全・防災・観光・地域づくりなど、ジオパークでは多岐にわたる活動を行っています。

ジオ（大地）パーク（公園）と聞くと、地形や地質を学ぶ場のように感じられますが、そうではないことがご理解いただけたと思います。みなさんも一緒にジオパーク活動に参加してみませんか？



落差6.3m 県内随一の直瀑「玉簾の滝」



ジオパークについて学ぶ

【基本目標 4】二酸化炭素の発生が少ない生活

～地球温暖化対策・再生可能エネルギーの普及推進～

地球環境に関しては、酸性雨、オゾン層の破壊などさまざまな問題が知られています。また、地球温暖化のもたらす気候変化が、災害や人の健康に影響を与えます。

本計画（第2次）では、二酸化炭素の過剰排出による地球温暖化防止を、一人ひとりの市民生活に関わる最優先課題と位置付け、地域から排出される二酸化炭素の削減に取り組みます。

日頃の小さな選択が未来を大きく変えていく、環境に配慮した選択は家計や健康、ライフスタイルにもよい影響を与えるという認識を広め、低炭素型の商品・サービスの利用といった賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」の推進や、人や社会、環境に配慮した消費行動（倫理的消費（エシカル消費））等、持続可能なライフスタイルへの理解を促進します。

酒田市環境基本条例の基本理念では、「地球環境保全は、市、市民及び事業者がこれを自らの課題として認識し、全ての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。」としています。

目標指標

◆環境家計簿の取り組み世帯数割合 20%以上（※）

（令和元年度現在12.3%）

環境家計簿は、家庭や事業所などで使用した電気や燃料などを家計簿のように記録することで、二酸化炭素の発生を実感します。削減の取り組みを推進するために、環境家計簿の取り組み世帯数を平成26年度の12.6%を20%以上とすることを目指します。

◆省エネルギーや節電に常に取り組む世帯割合 90%以上（※）

（令和元年度現在64.0%）

地球温暖化防止対策には、省エネルギーや節電等の取り組みが重要です。市の情報提供と市民の取り組み意識の指標として省エネルギーや節電に取り組む世帯の割合を平成26年度の72.1%を90%以上とすることを目指します。また、地球環境については、広域的な課題であるため、国や県の動きを的確に捉え周知していきます。

※ 目標指標の達成状況は、市民アンケートで確認します。

市民の役割

- ① 自らが生活の中で排出する二酸化炭素を把握し節減に努めます。
- ② 節電に努めます。
- ③ 再生可能エネルギーへの理解を深め、その利用を心掛けます。

事業者の役割

- ① 省エネルギーに取り組みます。
- ② 再生可能エネルギーの利用に取り組みます。
- ③ J-クレジットやグリーン電力などを活用します。

市の行う施策の方向

- ① より温室効果ガスの排出が少ないエネルギーの使用を推進します。
- ② 省エネルギーを推進します。
- ③ 再生可能エネルギーの開発と利用を推進します。
- ④ 地球温暖化のもたらす影響について情報の収集や対策を検討します。

コラム 酒田市役所 環境保全実行計画

◆酒田市役所 環境保全実行計画とは？

酒田市役所では、環境基本計画のような市全体の環境を保全する計画を策定する一方、一事業者として各部署や職員が協力して地球温暖化防止対策に取り組んでいます。その指針になるのが「酒田市役所 環境保全実行計画」です。

内容としては、各施設が使用する燃料状況の定期的な調査、LED照明の積極的導入の呼びかけ、職員向けのエコドライブ推進などにより、市役所全体で排出する温室効果ガスの排出量を減らす工夫をしています。ちなみに平成30年3月からの「第3期計画」では、令和12年度までに平成25年度比で36.2%の温室効果ガスの削減を目標に掲げており、令和元年度の実績は19.1%削減となっています。



公用車の燃費測定を実施し、市の職員にエコドライブ啓発を行っています。

コラム 環境家計簿

環境家計簿は、家庭で使用した電気や燃料などの数値から、家庭で排出される二酸化炭素の量を算定する様式です。二酸化炭素の発生を実感し、削減の取り組みの参考となります。

1996年に環境庁（現 環境省）が様式を作成したことに始まり、現在では環境省をはじめ、多くの企業や団体がWebサイト上で環境家計簿の様式を公開しています。

具体的には、一世帯における月単位の電気、ガス、水道、ガソリンなどの量に係数をかけることで二酸化炭素の排出量を算出するものですが、対象項目や計算方法、表示方法などは、様式の作成者がそれぞれに工夫を凝らしています。

ために、家計費から燃料に出費している金額や、それがどれだけの二酸化炭素に変わるのか算出してみると、ちょっとびっくりしてしまうかもしれませんね。

コラム 倫理的消費（エシカル消費）

出典（平成30年版 環境・循環型社会・生物多様性白書）

◆倫理的消費（エシカル消費）とは

持続可能な開発目標（SDGs）のゴール12「持続可能な生産・消費」は、生産と消費のライフサイクル全体を通して、天然資源や有害物質の利用及び廃棄物や汚染物質の排出を最小限に抑えることを目指しています。「持続可能な消費」には多様な概念が含まれますが、その一つとして、「倫理的消費（エシカル消費）」が注目されています。

倫理的消費は、消費者基本計画（2015年3月閣議決定）において、「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動」とされています。現代は世界中から様々な商品・サービスが選択できるようになっており、モノのライフサイクルを通じた社会や環境に対する負担や影響が、消費者から見えにくくなっています。倫理的消費とは、このライフサイクルを可視化し、社会や環境に配慮した商品・サービスを積極的に選択することで、消費者それぞれが社会的課題や環境問題の解決を考慮した消費活動を行うことと言えます。

消費者一人ひとりの関心はそれぞれ異なっており、倫理的消費の範囲も多岐にわたります。例えば、エコマーク商品、リサイクル製品、持続可能な森林経営や漁業の認証商品といった「環境への配慮」、フェアトレード商品、寄付付きの商品といった「社会への配慮」、障がい者支援につながる商品といった「人への配慮」に加え、地産地消や被災地産品の応援消費等も、倫理的消費に含まれると考えられています。

◆倫理的消費（エシカル消費）の意義

我が国のCO²排出量（生産ベース）の約15%が家庭部門から排出されており、また、食品ロスの半分近くが家庭から排出されています。これらの対策には、消費者の意識の転換と家庭における取り組みが重要となっています。

前述したとおり、消費者の意識は「モノ消費」から「コト消費」に、「より安く」から「より良い」に少しずつ変化しつつありますが、一方で、消費者にたどり着くまでの生産過程や消費後の廃棄過程が消費者から見えにくくなっており、消費者はこれらを意識しないままに、価格の安さなどの情報だけで商品やサービスを選択してしまいがちです。

消費者が商品・サービスを選択する際に、安全・安心、品質、価格といった既存の尺度だけではなく、倫理的消費という4つ目の尺度を持つことで、「安さ」や「便利さ」に隠された社会的費用を意識することにつながります。

コラム J-クレジット、グリーン電力

J-クレジットとは、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素の排出削減量などを、クレジットとして国が認証する制度です。認証されたクレジットは、売買することができ、削減目標の達成や企業PRに活用できます。

グリーン電力とは、風力や太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーで作った電気のことです。「グリーン電力証書」化して取引することで、再生可能エネルギーの普及・拡大を応援する仕組みです。

VI 推進体制

■市民、事業者の役割と推進体制

市民、事業者は、環境保全の担い手の中心となる存在です。市などの取り組みや情報を活用し、日常生活や事業活動で基本目標に沿った行動を心掛ける役割を担います。

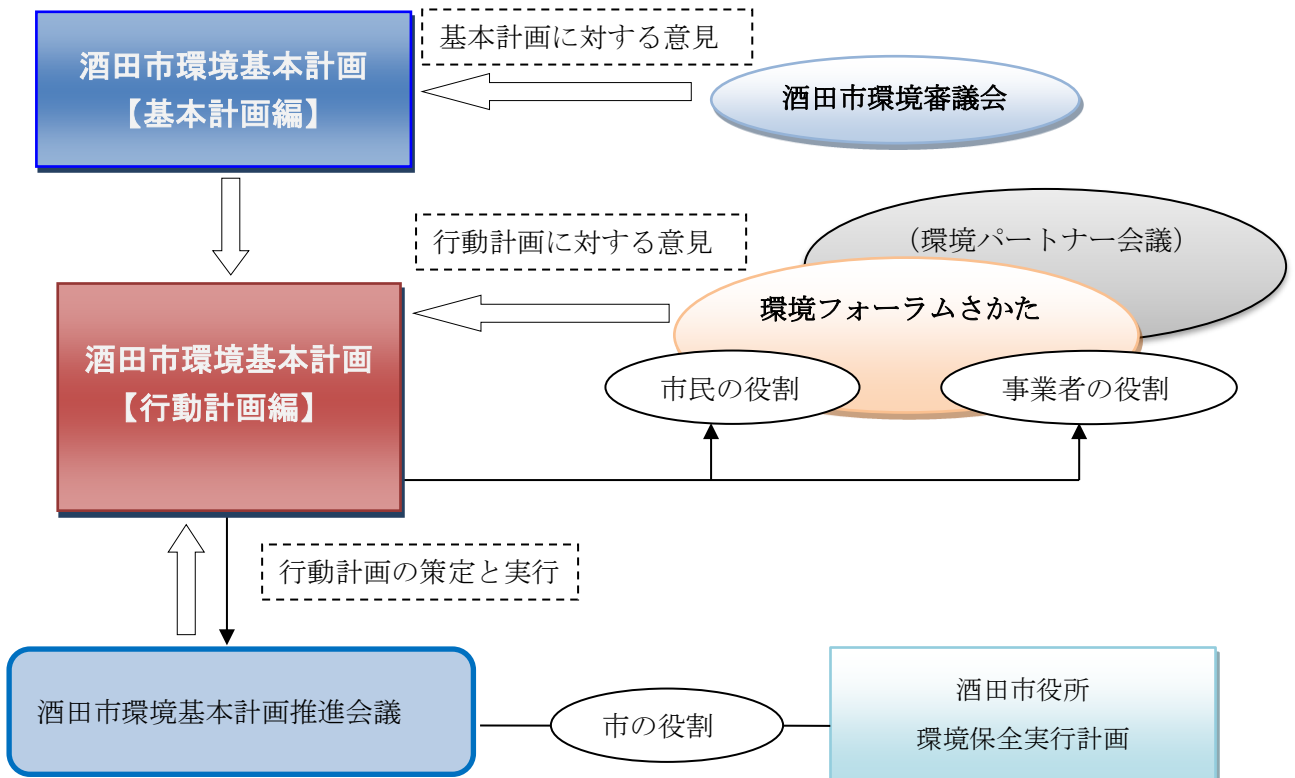
■環境フォーラムさかた

市民、事業者などの有志で構成される「環境フォーラムさかた」は、当初計画（第2次）の「環境パートナー会議」に代わり、市民、事業者の自主的な取り組みを推進するため、行動計画策定などについて意見を述べます。

■市の役割と推進体制

市民、事業者の自主的な取り組みを支援する役割が中心となります。酒田市環境基本計画推進会議（※）で、毎年、環境に関する具体的な取り組み（行動計画）を策定し、成果の検証を行います。また、自らも一つの事業者として、環境に配慮した行政に取り組みを行います。

※環境基本計画の推進を担う、市内部の組織



編集・発行 酒田市市民部環境衛生課

〒998-0104 酒田市広栄町三丁目133番地

TEL.0234-31-0933 FAX.0234-31-0932 E-mail kankyo@city.sakata.lg.jp